

## 裁判員等経験者の意見交換会議事録

- 1 開催日時 令和3年1月29日（金）  
午後2時25分から午後4時15分まで
- 2 開催場所 鳥取地方裁判所大会議室
- 3 出席者 鳥取地方裁判所 裁判官 荒木未佳（司会）  
同 裁判官 西村拓己  
鳥取地方検察庁 検察官 湯浅健太  
鳥取県弁護士会 弁護士 山崎 優  
裁判員等経験者 ①（裁判員，男性）  
同 ②（補充裁判員，男性）  
同 ③（裁判員，女性）  
同 ④（裁判員，女性）  
同 ⑤（裁判員，男性）

### 4 議事内容

#### 【裁判員裁判に参加しての感想や印象などについて】

○司会（荒木裁判官）

本日は、お忙しい中、雪も降りしきる中、お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

鳥取地方裁判所刑事部で総括裁判官を務めております荒木と申します。本日は、司会進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、大きく分けて二つのテーマについて意見交換をしたいと考えております。まず一つ目ですが、裁判員裁判にふさわしい審理ですとか評議の在り方とはどういったものかについて御意見をいただくというものです。

これをもう少し説明しますと、私たち裁判官だけではなく、検察官も弁護人も、

裁判員に選ばれた方々に分かりやすい裁判を実現しようと日々試行錯誤しているところですが、まだまだ至らないところも多くあると感じております。ですので、実際に裁判を経験された皆様からもっとこうしたらよくなるとか、分かりやすくなるということについて率直な御意見、御感想をいただき、それを参考にしながら今後の改善につなげていきたいというものです。

二つ目ですけれども、社会には、これから先、裁判員を経験されるであろう皆様がいらっしゃるわけですが、その方々の参加に向けた意欲を少しでも高めたい、そのためにはどうすればよいかという視点での意見交換です。

裁判員裁判は、制度の開始から11年目になりました。制度の存在そのものは、大分社会の中に認知されてきたと思いますが、裁判員裁判に関わったことのない多くの方々にとりましては、まだまだなじみが薄く、必ずしも参加意欲が高いとは言えないという状況があるのではないかと考えています。ですので、実際に裁判員裁判を御経験された皆様の御意見などをいただき、そうした御意見を広く県民の方にお伝えすることによって裁判員裁判への参加に向けた意欲を少しでも高めていただければありがたいと思っています。

最初に、今日集まっている法曹から一言ずつ自己紹介をしていただき、それから参加者の皆様から御意見をいただくということにしたいと思っています。

#### ○西村裁判官

鳥取地方裁判所刑事部の裁判官をしております西村と申します。本日はどうぞよろしく願いいたします。

#### ○湯浅検察官

私は鳥取地方検察庁の検事の湯浅と申します。

私は鳥取は今2年目になります。その中で、今回御参加いただいている裁判員裁判経験者の方に立ち会っていただいた事件についても、一部裁判に立ち会ったり、

その前の準備手続に参加させていただいたりした事件などもあります。このような経験者の方たちの意見を聞ける貴重な経験は普通ございませんので、今日はぜひ皆様の忌憚のない意見をお聞きできればと思っております。本日はよろしくお願いたします。

○山崎弁護士

鳥取県弁護士会の山崎と申します。本日は、このような貴重な機会に参加させていただき、ありがとうございます。勉強させていただきたいと思えます。

○司会（荒木裁判官）

では、最初に裁判員裁判に実際参加してみられての全体に関するざっくりとした感想を述べていただきます。

○裁判員等経験者②

感想としては、一生心に残る経験だったなというのが本当に第一感想です。自分や自分の家族以外の人たちの生活や人生を一生懸命考える期間というのは、1週間足らずではあったんですけども、今までもなかったですし、これからもそうそうある経験ではなかったので、心に残るだろうなというのが率直な感想です。

○裁判員等経験者③

私は、この裁判員裁判を経験してから、少し何か真面目に生きていけるようになったかなと思っているところです。一人の人をいろいろな目で自分の意見を踏まえながら見ていくということは、本当に経験できないことだったので、自分も含めて律していかななくては、というのはすごく感じた経験でした。

○裁判員等経験者④

裁判員に選ばれてからは、どうなるのかなという不安が最初はすごくあったんですけど、長かったので、やっていくうちに、毎日朝から晩までずっと評議したりというのを仕事として捉えると楽になりました。今までやったことのないことなので、勉強にもすごくなりましたし、この経験はどなたでもされたほうがいいなと思っています。仲間は楽しかったので、よかったです。

#### ○裁判員等経験者⑤

人を裁くという重大性というか、そういったものに対する不安はもちろんありました。特に、今まで暮らしていく中で自分とは全く関わりのなかったような世界、全く考えられないような立場とか違う職業の、そのような中で起きた事件に深く関わって、それを裁くということはできるのだろうかと最初は思いました。もちろん裁判官の方々の適切なリードもあって、一人で考えるのではなく、いろんな見方を出し合って、その中で次第にこうではないかということがつかめるという、今さらながらですけども、そうやって話し合いをすることは一番大切なんだなということに気付きましたし、そういう意味では経験して非常によかったなと、自分にとっても大きな糧になったなと感じています。

#### ○裁判員等経験者①

他の人と大体一緒かもしれないですけど、人生に刺激のある内容だったなというのがまず第一ですね。悪い言い方ですけども、今まで流れていたニュースは、どこか聞き流している部分がある中で、こういう裁判員裁判を経験することでより深く考えるようになりました。これはどういう事情があったのかな、とかいろいろ思うようになりまして、先ほど事件の資料を見たことで、またそのときの記憶がよみがえるとともに、今さら思うこともあったりして、いろんな自分の糧になっているので、いい経験だったなと思っています。

○司会（荒木裁判官）

ありがとうございます。

皆さん、それぞれ感じていただいたところをお話しいただいて、こういった皆さんの声をまだ経験されてない方に届けるにはどうしたらいいのかなというのを改めて感じたところです。これは、二つ目のテーマのところでもっと少し掘り下げていければと思っています。

### 【分かりやすい公判審理の在り方について】

○司会（荒木裁判官）

それでは、一つ目のテーマの分かりやすい審理ですとか公判の在り方についてですが、裁判の流れについて改めて記憶喚起をさせていただきますと、まず法廷に最初に入りますと、起訴状というものが朗読されて、この裁判は何について審理をするのかというのがそこで明らかになります。その後に冒頭陳述といって検察官、弁護人がそれぞれ事件のあらましですとか、その事件のポイントがどこにあると考えているのかというのをプレゼンテーションすると、そこで一旦休憩して、それについては理解をした上で、実際証拠を見るという手続が次にあります。事件のポイントを中心に書面の証拠を調べたり、証人ですとか被告人から話を聞くということがあって、それが終わると最後に論告弁論ということで、検察官、弁護人がまとめの主張を述べ、それが終わると評議に入るということですね。

私たちの理想とするところは、まず冒頭陳述というあらましを述べるところで、裁判員の皆さんがそれを聞きながらこの事件では、どこにポイントがあるのか、ということがずっと理解できて、証拠を見るときの視点をどこに置けばいいのかが理解できる、それをもって実際証拠を見ていって、なるほど、というふうに理解をし、そして検察官、弁護人から述べられる意見を理解した上で話合いに移って行って、どういう見方をすべきかということをお話し合うというものですが、うまくいかない場合もあります。

まず、どこでもいいですので、まず法廷での審理の中でここは良かったとかここが少し良くなかったとか、もう少しここはこうしたらいいんじゃないかなという御意見がありましたら、おっしゃっていただければと思います。

#### ○裁判員等経験者⑤

これは、我々の裁判員裁判が特異なやり直し裁判ということもあって、非常に特異な例であると思います。ちょっと面食らったのは、過去にやり取りした裁判の模様をDVDで見ながら判断を重ねていくという、なかなかない例だったので、これは一般に裁判員裁判でというわけではないと思うんですけども、非常にその苦勞があって、他の裁判員の方も苦勞をされたと思います。ただ、その中で事実を押さえるといいますか、やはり裁判官の方々にポイント、ポイントを示していただいて、素人の私たちも一つ一つそれを納得して自分の判断を出すというところまでもって行っていただいたので、それが何とか救いになったかなと思います。

#### ○司会（荒木裁判官）

たくさん証拠を見ていただいたりしたと思うのですが、DVDを見るという特殊性はあったにせよ、何のために見ているのかとかいうところは、見ながら分かる感じだったでしょうか。

#### ○裁判員等経験者⑤

動画ですので、やり取りができないというのがね。ですから、そこがもうちょっと聞きたいとか、ここはどうなんだろうか、という返しができないというのが最大の難所だったかなと。そこは、改善しようにもなかなか難しいかもしれませんが、それだけは困りました。もやもやとしたところというのは、そこかもしれませんね。

○司会（荒木裁判官）

もう一点ですけれど、理想とするところは、法廷で見て、裁判官が改めてかみ砕かなくても理解ができるというところだと思うんですね。ですが、そこまではいかなかったということだとすれば、どの辺がネックだったのか、情報量が多いですとか言葉遣いが難解だとか何かありますか。

○裁判員等経験者⑤

確かに裁判で使う言葉遣いも独特ですのでね。私はある意味、職業をしていたので割と慣れていたんですけども、全く関係のない方々になると、非常にそこから苦労はしたのかなという感じはします。

○裁判員等経験者④

同じ裁判でしたが、証拠から全部固めていく感じのDVDでの見方だったので、何でそれを見ているのかの説明を最初に伺って入ったから何となく分かったかなと思います。やり方としては難しいですけど、私は十分分かりました。

最初はみんなちょっと尻込みで何か言えない感じでしたが、言われる方が出てくると、それはこうじゃないか、ああじゃないかという話もできたし、やり方の流れとしては、本当に差戻しは難しいなというのは分かりますけど、大まかな流れを分かった上で見ると、もう少し分かったのかなと。後のほうで分かってきたんですけども。

○司会（荒木裁判官）

情報の出し方も工夫はしていますが、なかなか難しいところだったと思っております。

○裁判員等経験者①

検事の方とか弁護人の方が作ってくれていた資料というのがあって、これが正直すごく分かりやすくて。

後から思い返すと、私は裁判で被告人が事実を認めていたのでよかったんですけど、認めていない事件だったときにはかなり難しい部分、大変な部分もあるのかなと思いました。また更に今の話を聞いていると、実際そういう部分も大きいのかなと思うので、もう少し審理、評議がゆっくりだったらよかったのかなとちょっとだけ思います。

○司会（荒木裁判官）

それは、日程にもう少し余裕があったほうが理解が進んだとか、そういうような印象でしょうか。

○裁判員等経験者①

そうです。どうしても証言にかみ合わない部分があるので、そのときはそんなに思わなかったんですけど、今思うと、そういった部分もあるのかなと。ほんのちょっとだけ。

○司会（荒木裁判官）

今、検察官や弁護人から出てきたペーパーの話が少し出ましたけれど、これについては良かった点、もう少しこうしたらいいんじゃないかという、逆に御批判などありますか。

○裁判員等経験者④

検察官の方が作られた資料は非常に見やすくて、誰が見ても分かりやすいものでした。逆に、弁護人の方が作られた資料は字も小さくて、年寄りには堪えませんでした。分かりにくかったし、細か過ぎて、何か言い回しは難しいし、もう少し優しく分か



りやすくしていただけるといいのかなと。検察官のほうがすごく見やすかったので、余計にギャップがあったんだと思います。

#### ○裁判員等経験者②

私も同感だということが言いたくて、私も検察官の方が作られた確かA3で横の1ペーパーにまとめたもの、項番が1番、2番、3番というふうにしてあって、本当にそれはポイントを押さえやすかったというのがありました。

#### ○裁判員等経験者⑤

私も同意見なんですけど、もちろん検察官、弁護人、別々に、示し合わせては作っていないので全く違うわけなんですけど、組立て方そのものも違うので、検察官のほうは要点でまとめて図式化、チャート化しているという、それから弁護人のほうはどちらかというとしゃべり言葉がずらっとという形なので、私たちの裁判員裁判の場合は状況証拠が圧倒的に少ないという、これも一つの特徴だったんですけども、検察官の主張と弁護人の主張とが非常に比較しにくい。それを思い返そうとすると、弁護人のほうがしゃべり言葉なので、どこにそれが書いてあったか、ずっと探すことができないというか、これはちょっと大きな差でした。

#### ○裁判員等経験者③

私も大体皆さんがおっしゃっていることのとおりです。

このたび感じたのは、ビデオとか、パソコンとかいろんな資料を見るのに、もしハンデを抱えていたら大変だったなというのと、本当に体力勝負なんだなというのがあって、これから裁判員をやってみられるのはすごくよろしいんですけども、酷使するほどの資料のパターンだったりとか、そういうことを本当に気を付けてあげないといけないなと感じていました。

それと、計算する問題集のような資料だったりとか、資料がすごくハードルが高

いなと思っていました。

○司会（荒木裁判官）

ありがとうございます。今の点，確かに長丁場になればなるほど体力的にも負担はお掛けしたかなとは思っております。

先ほど証人尋問がDVDだったという，確かに少し特殊な事件だと思っているのですが，実際生で証人尋問をされた事件，被告人からの話も含めてですけれども，検察官や弁護人は，できるだけ証人などの話もポイントを絞って明解になるよう工夫をしていると思うのですが，話を聞いていてここが足りなかったとか，ここはちよつと長過ぎたとか，頭に入ってこなかったとか，その辺りはいかがですか。

○裁判員等経験者①

特にはなかったんですけど，さっきの資料作りでも，検察官のほううまかったというのは私の事件でもそうですし，弁護人の方が被告人に情状酌量を求めるときに，「被告人なりに反省してる。」みたいなフレーズがあったんですよね。何となく出たフレーズなのかもしれないですけど，「なりに」とかって出てくると，ちよつと反省が弱いのかな，という印象を抱いてしまった部分もあるので，そこは表現に一考の余地はあったのかなという感じですね。

○司会（荒木裁判官）

それは，「被告人なりに」と表現されたことの中身がこうストンと，ああ，こういうことを指して弁護人としてはそういうふうな評価をしてるんだな，というのが腑に落ちなかったと，そういうような感じですか。

○裁判員等経験者①

ちよつとこだわり過ぎなのかもしれないんですけど，そんな感じですね。

○裁判員等経験者②

私は、時間であったりとかいろいろなディスカッションの流れなんかもすごく好意的に記憶していて、特にあれをこうしてということにはなかったというのが第一感想です。最初は、どうしてもドラマのように何か良い者と悪者というような一方的な見方から入っていったりするんですけども、議論している中でいろいろ枝葉が分かれていって、いろいろな意見が人数分だけ出てくるし、いろいろな人たちの話も聞いて、またいろいろな気持ちの変化も出てくるというところでいくと、流れであったりとか時間であったりというのは、私たちの場合は適切だったように記憶しています。

○裁判員等経験者⑤

数少ない機会として被告人に直接尋ねたというのがあるんですが、そういう意味では真摯に答えていただけたかなと、自分の主張も含めて。ですので、もちろんもっと周辺のことも含めて聞きたいことはあったと思うんですけど、それについてはそれでいっぱいかなという感想でした。

○裁判員等経験者④

私は、もっと聞きたかったです。本人の声というか、弁護士さんと相談した答えだな、みたいな印象を受けた部分もありましたので、本当のところはどうなのよっていう感じのところを聞きたいところもありました。

○司会（荒木裁判官）

評議で話をする上で情報が足りないなど、何か支障があったというわけではないですか。

#### ○裁判員等経験者④

そうですね。もうちょっと聞けていたらもう少し深く話ができただろうかなと思うところもあったし、通り一遍のことしか言ってないなという印象を受けたので、途中でこれは何を聞いても一緒だな、みたいところが少しあったかなと。

#### ○湯浅検察官

多分、その原因というのは、当事者が質問したことを受けて裁判員の方に感想を持ってもらうので、当事者の質問の仕方が影響してるんだろうなと思うんですけど、今御指摘いただいた原因は私たちの聞き方が影響してると思うので、その点についてどういう感想を持ったかをお聞かせ願えればと思います。

例えば、形式的に速いとか遅い、長いというのでもいいですし、表面的なことしか聞いてないという内容面でも構いませんし、証拠について出ていることを一方的に言うのでついていけないとかですね。どんなことでもいいので、被告人、もしくは証人や言っている人の感想を持った原因として、質問しているほうの問題点とか良かった点でも構わないんですけど、その点について教えていただければと思います。

#### ○裁判員等経験者⑤

大分速かったと思います、検察官の方も弁護人の方もかなり。それと、裁判そのものも結局罪の一部を認めてではなくて、被告人は完全無罪を主張するので、お互いに検察官も弁護人も「そんなことはあり得ません。」とか「根拠は全くありません。」という、畳みかけるように早口で言われると、非常に。全く折り合うところがないわけですね、二つがこう重なるところ。そこは、聞いている裁判員のほうも、人間って完全にいい人と完全に悪い人って、なかなかそういうことはないんで、だけどその折り合う部分ではなくて、完全否定と完全肯定のはざまにあるんで、そこから辺が苦しむというところまではないんですけども、頭に入ってくるまでに、自分

なりにそしゃくするのに時間がかかったなと感じました。

○司会（荒木裁判官）

それは、質問の速度をもう少しゆっくりすれば解消できる問題ですか。

○裁判員等経験者⑤

事実の重みというか、畳みかける質問ではなく、「そんなことはあり得ません。」じゃなくて、こういう事実が、何が何を物語っています、という形の説得力というんですか。裁判員の中の雑談でもそういうふうな話はでましたけども、日常生活ではそういう言い争いはないので、ちょっとそこら辺に苦心したという感じがします。

○司会（荒木裁判官）

尋問者の尋問の仕方が畳みかけるような感じではなくて、もう少し尋問される側の回答を引き出すような姿勢が見られたほうが入ってきやすいと、そういう御意見ですか。

○裁判員等経験者⑤

こちらが知りたい、決め手となる事実を確認したいのであって、良いか悪いかというんじゃなくて、そこら辺を早く、自分なりに押さえたいというのが目的です。だから、テレビドラマなんかでもやっていますけども、どうしても裁判員をとるか、裁く人間を取り込みたいわけですから、畳みかけてこうですってなってしまうんでしょうけども、やはり何よりも事実の重みというものをまずしっかりと出させていただいて、それをかみ砕いて理解してもらおうという姿勢が大切かなと感じました。

○山崎弁護士

先ほど5番の方が言われたのは、主尋問の場合なのか、それとも反対尋問の場合なのか、どちらを意識して言っておられるか教えていただければと思います。

○裁判員等経験者⑤

どちらもですね。

○裁判員等経験者③

弁護人の方が、聞かれるときには普通に聞かれるんですけども、聞かれた後の感じがぼんって投げたような感じをたくさん受けたなと思って、そういう感じでも、呼ばれてきてお話しされる方たちにとっては、すごくダメージだなと感じたので、そういうところはどうなのかなって思いましたけれど。

○司会（荒木裁判官）

ありがとうございます。尋問する側が気を付けなければいけないと思うところです。法曹三者の方からそれぞれ質問がありましたらお願いいたします。

○湯浅検察官

私たち検察官と弁護人としては、まず大前提となる事情を皆様に分かっていた上で証人尋問に入るということで、大前提の事情を分かりやすくしようという工夫を話し合った上でやっているつもりではいるんですけども、今回で言いますと、皆さんが参加していただいた事件は、相手に危害を加えるという事件でしたので、そういう事件の特性上、現場の状況とか凶器の特徴、また被害者の方の傷の状況、もしくは服の状況とか、そういうところを検察庁としては皆様に分かりやすいように現場の状況等をお示しすることを考えてやっているんですけども、その点について客観的証拠を見ていただく上で分かりやすかった点、分かりにくかった点、もしくはこういうのも見たかったなと思うようなことがあったのか、なかったのかとい

う点の御感想をお聞かせ願えればと思います。

○裁判員等経験者④

現場の状況の写真を幾つか見せていただいたと思うんですけども、見たいところが写ってない、この角度じゃなくてこっちから見たいのに、というのがすごく多かった印象です。

○裁判員等経験者⑤

この角度でしか見えないのかというのはありました。特にどうしてそういう傷になったのか判断するときに、そこは本当に欲求不満に陥ったと思います。やり直しの裁判で、しかも前の証拠なので、何ともしようがないということで、これで判断しろというのはなかなか酷じゃないかなというふうに思いながらやっていました。

○裁判員等経験者①

私の事件では、特にそういう感想は抱かなかったのですが、事件の程度によってはちょっと工夫が必要なのかなという感じですね。

○司会（荒木裁判官）

1番の方の事件は、傷というか、そういうところは十分理解ができたでしょうか。

○裁判員等経験者①

文章と写真で十分できたと私は思っています。

○裁判員等経験者②

その当時の記憶が少し曖昧ではあるんですけども、例えば怪我の程度であったりとか、どういった凶器を使っていたかということは、言葉とか文字では頭に入って

いたんですけども、実際の凶器だったりとか病院の先生がこれほどの傷だったんだとかっていう話になったのは、たしか中盤ぐらいから始まったと思うんですよね。実際の凶器であつたりとか現場の写真で警察の方と被害者の方との位置関係というところで、最初に自分が思い描いていた大前提とは印象が変わってきたというのがあつたように記憶しています。

#### ○司会（荒木裁判官）

そうすると、もう少し分かった上で審理をするためには、もう少し早い段階でそれらの情報が分かっていたほうが理解しやすかつたという印象ですか。

#### ○裁判員等経験者②

そうですね。そういったイメージは持っています。

ただ、私の先ほどの感想でも述べたように、中盤でそういった情報が入ってきて、途中でみんなのいろいろな意見であつたりとか感想が枝葉に分かれていって議論が深まつたというのはありました。

#### ○湯浅検察官

単純に分量の話になるんですけども、検察庁の傾向としては、できるだけ絞るといふ考え方を持っていまして、同じようなものは落とすということで、さっき角度の話は言っていたので新鮮だったんですけど、写真は本来は幾つもの同じものを違う角度から撮る場合もあるのですが、ただそれがどういう角度が欲しいかといふのは、私たちはちょっと読み切れなくて、恐らく欲しい角度でなかつた可能性もあります。場合によってはその角度の写真がない場合もあるので何とも言えないのですが、結局皆様が欲しい写真がどれかが分からないので、場合によっては多めに出すという、逆の流れになっていくこともあり得るかもしれないのでお聞きしたいんですけど、皆様が見られた事件の客観的証拠、写真、もしくはCT画像の類いと



かは、分量として、見てて疲れて多かったなと思うのか、もっと詳しく知りたかったなと思うのか、ちょうどいいのか、そこら辺の感想をお聞かせ願えればと思います。

#### ○裁判員等経験者③

私にとっては、とても分かりやすい資料だったと思っています。壁に当たった石だとかいろんなこと、それからいきなりだったなとかっていうのも、与えられた資料を見ながらいろいろとやり取りしながら運用されていった結論というのがあったので、すごくよかったなと思っているし、傷の具合だとか病状のことだとか、そういうことがすごく分かりやすく提供できていたので、ますます話の中身がぐっと深まったなというのはありましたね。私にとってはよかったと思います。

#### ○裁判員等経験者②

私は、もう少し量が欲しかったですね。私の事件では、例えば怪我をされてからの移動距離があつたりしたんですけども、その現場を見ていた第三者からの目線であつたり、距離感を、地図上で見てイメージすることが多かったんです。そういった写真とか映像を見て、本当にこれって見えていたのかな、とか見えてなかったのかなとかいうことを私たちが想像するには、もう少し資料があってもよかったかなというふうには感じました。

#### ○湯浅検察官

今御指摘いただいたのは、目撃者の視点からの写真をもう少し増やしたほうがいいということと、経路の写真も図面だけじゃなくて、もう少し周りが広い状態で写真が多いほうがいいということですかね。

#### ○裁判員等経験者②

そうですね。

#### ○裁判員等経験者⑤

これは、検察の、ということではなく、その前の段階の捜査機関だと思うんですけども、証拠という点では、これはかなり裁判員の中でも声が出ましたけれども、これはなぜ調べてないのか、指紋なんかもそうですけども、そんなことでいいのかな、というようなことが結構ありました。

#### ○山崎弁護士

話はちょっと変わってしまうんですけども、先ほど皆さんの中から書面の分かりやすさというお話がありました。おおむね検察官の評価は高く、弁護人は耳が痛い話なんですけども、個人的には、検察官は組織で一生懸命研さんを積まれているとか複数の事件を担当されているのに対して、弁護人は個々の事務所でばらばらに対応しているという点で差が生まれてしまっているのかなと思います。もしそうであれば、こういった問題、差が生じているということを持ち帰って、弁護士会内でも研さんの機会が必要なのではないかと思った次第です。

あと、書面のことなんですけども、特に冒頭陳述に関して質問なんですけど、弁護側として意識しているのは、目指すゴールが幾つかあって、そのゴールが何かと。そのゴールにたどり着くにはどういった手段があるかということを示すという目的で作っております。目指すゴールが複数あったり、たどり着くまでの手段がいろいろあったりすると皆さん混乱されると思いますので、私が担当した事件に関しては、まずは一覧性があって、できるだけゴール地点と手段がシンプルに描かれた地図を提供しようということを意識していました。他の弁護士が担当された資料を見ると、文字重視のものだったり、フローチャート式のものだったり、ばらばらなんですけれども、事件の証拠調べ等に臨むに当たってフローチャート式のものや文字式のもの、いずれが有用だったかなと。もしくは、併用でもいいかなと、そういった御感

想をもう一度お聞かせいただけますでしょうか。

○司会（荒木裁判官）

見比べたことはないと思うので、それぞれの事件の中で出てきた弁護人からの冒頭の陳述が今質問があったような意図で分かりやすかったかについては、いかがですか。

○裁判員等経験者④

私が経験した弁護人さんのものは、文字だらけのものでした。同じようなことが何度も何度も入ってきた感じで、それが意図してそうされたのかは分かりませんが、言い回しで何か言いくるめられてるみたいな、少し言葉は悪いですけど、そういう印象を持ちました。

○裁判員等経験者①

同じくですね。文字や内容もですが見やすさも重視したほうがいいのかな、と思ったりもするんですよ。あと、量が少なかった記憶があって、これも言い方はよくないですけど、弁護人は少し雑に感じた部分があるというか、もう少し文字だけじゃなくてというのは、同じ意見です。

○裁判員等経験者②

一つのポイントは、分かりやすい審議であって、それが私たちも参加意欲を増してくる。そのためには、いかに分かりやすいというか、いろんな年代の人たちがイメージしやすかったりとか自分の考えを述べやすかったりするかというところがポイントになってくると思うので、そうすると私の裁判では弁護人の方が書かれたものというのは、私なりには理解できたんだけど、たくさんの意見がありますから、そこは工夫する必要があると思います。そのときの職業、経験、年代、いろ

いろ幅広い人たちに理解してもらわなきゃいけないと。

○山崎弁護士

今の御意見を踏まえての感想なんですけども、弁護人としては分かりやすさ、すっきり捉えていただきたいという意味でなるべく情報を削っていくということを意識される方もおられると思いますし、逆に口頭だけでは頭に残らないだろうということを手元に残る資料を作る、提供させていただくという意味で文字とかに残すという工夫をされているんだと思いますけれども、それが独りよがりになってしまうと雑だとか文字として探しにくいといった印象を持たれてしまうということが分かって、すごく感想が聞けてよかったと思います。

○湯浅検察官

皆様が評議の際に最終的な刑を決めていただく上で論告弁論が役に立ったかという観点の質問をしたいと思います。

今まで事実認定をする上で役立ったかどうかというお話をある程度お話ししてきていただいたと思います。次はそういう事実認定があることを前提に、恐らく事例によっては認めていれば検察官は何年、弁護人は何年という対立があって、少なくとも検察官が言っているその数字が妥当なのか妥当じゃないかということを検討していかれると思うのですが、論告弁論を聞いて、じゃあ何でその何年なのかというところについて、説得的に感じられたのか、それとも、ちょっと分からないなと思ったのか、数字の根拠についてお聞きになられて感想をどういうふうにお持ちになられたかをお聞かせ願えればと思います。

○裁判員等経験者④

数字については、評議のところで裁判官の方々にこのときはこうですよということをもう一度きちんと説明していただけたので、それを踏まえて見せていただいた

ものでみんな判断ができたと思いますので、そこは参考になっていると思います。

○裁判員等経験者⑤

我々の裁判のそのものが検察は無期懲役を求刑して、弁護人は無罪ということで真っ二つなので、なかなか論告弁論によって量刑の判断ということではなくて、先ほど言われたように過去の事例とか今までの前例も含めて説明を受けながら検討したというか、せざるを得なかったなという気がします。

○司会（荒木裁判官）

ほかの方、何かありますか。

特に違和感なく、何でこんな求刑なんだろうということなく受け止められたかどうかについては、どうですか。

○裁判員等経験者②

私も4番の方と同意見です。分かりやすく、ずっと納得できました。

○裁判員等経験者①

そうですね。それは、ずっと納得できたし、検察官の方がうまかったかなという感想です。

○湯浅検察官

実は、検察官の立場から少し言わせていただくと、皆さんの全部の事件でどうだったかは分からないんですけど、基本的には検察官としては過去の裁判員裁判の結果の量刑傾向というのを事前に調べさせていただいて、その表に基づいて、本件ではどうですということを具体的に言っていて、山があったりすると、山の上のほうだよとか下のほうだよとか、そういうふうに言うようなことが多分鳥取の事件で

は多いんじゃないかと想定しているんですけども、そのやり方についてどのような感想を持たれるのかというのをお聞かせ願えればと。

○司会（荒木裁判官）

何のことを言っているんだらうという印象を持ったのか、そういうふうを考えていけばいいんだな、その結果、検察官はこういう刑を主張しているんだなということが論告の時点で理解できたかどうかについてですね。

○裁判員等経験者②

十分理解できました。こういった個々の年数であったりとか、この山のところに該当するんだなというところから、自分の考えと照らし合わせて、この辺だなといういろいろな想像をしたりとか、自分の中で結論付けるための大きな資料にはなりました。

○裁判員等経験者①

そうですね、同じ感じです。

○山崎弁護士

論告の話も出て、また戻ってしまうんですが、被告人質問に関して弁護人に対して思ったことについて御感想等、御意見をいただければと思います。弁護人としては認めている事件であれば被害者の方の感情とかを意識して、場合によっては反省を引き出したりするためにきつい言い方で被告人質問をしたりすることがあります。我々弁護人としての職務というのは、被告人の擁護、なので一見すると矛盾するように思えるんですけども、先ほどお伝えしたように、反省を示して、できるだけ情状において有利に扱っていただきたいという意図でやっているんですが、このような意図というのは皆さんに伝わっていますでしょうか。伝わっているとして、有

効でしょうか、この二点を伺わせていただければと思います。

○裁判員等経験者②

すごくシンプルな印象として、被告人の本当の心のうちと弁護人さんが言われているような言葉というのは、かい離があるなというふうには感じながら聞いてました。

○司会（荒木裁判官）

弁護人が引き出そうとしている意図が理解できたのか、それとも何をしようとしているんだろうという疑問を持ったのかについては、どちらが強いですか。

○裁判員等経験者②

意図としては、理解できました。意図としては理解できるんですが、それは本当に弁護される人の言葉であったりとか、そういったものなのかなというのは、やっぱり疑問を抱きながらやっていたのは事実です、個人的な感想ではありますけど。

○裁判員等経験者③

被告人が一貫して弁護人に対して申し訳ないとか言っておられたのがずっと頭に残っています。同じことを自分は言ってきたと。すごい信頼関係、擁護していただいているからこそ、信頼関係でそうやって言われるんであろうとは思いますが、この裁判の中でもし被告人が違うイメージを抱いたときにどんなふうに展開していったんだろうかな、それは表に出さないのかなというところがちょっと気になりました。

○湯浅検察官

証人尋問もしくは被告人質問に対する補充尋問についてお聞きしたいと思います。完全な感想なんですけど、皆様当然最初よりは最後のほうがだんだん分かってき

たので質問しやすいというのはあると思うんですけども、そういう流れは置いておいて、質問しやすかったか、質問しにくかったか、だとしたらどうしてか。裁判所のフォローがあったとか、それ以外のことで何でも構わないので、感想をお聞かせ願えればと思います。

#### ○裁判員等経験者④

質問はしやすかったです。評議できちんと裁判官と話ができていたので、こういうことを聞きたいということも伝えられましたし、聞いていいですかということも伝えられたので、質問はしやすかったです。

#### ○裁判員等経験者①

個人的には、しづらいというほどまでではないんですけど、緊張という部分もあって、少し質問しづらいほうだったかなというのは正直な感想でした。

#### ○湯浅検察官

こちらの感覚としては、興味を持ったことは何でも聞いて欲しいと思っていて、それが必ずしも刑に、もしくは事実認定に直接結果的に影響しようがしまいが、皆さんが気になったところは何でも聞いて欲しいなという思いで私たちはいるんですけども、そこに思うところまで至ってない、私たちの出し方が足りないというところがあるかどうか。聞きたいことがそもそもない原因は、私たちがあまり十分出せてないからなのか、もしくはその場の雰囲気や聞ける場合と聞けない場合があるというのは仕方ないんですけど、私たちの質問で出た結果としてあまり内容として意味がないなと思うこともあったりしたのかはどうでしょうか。

#### ○裁判員等経験者③

私が被告人に聞いたかったのは、自分が無罪だというふうに言っておられたので、



犯人に対してあなたは何か言いたいことはありませんかというのを聞きたかったんですけど、聞けませんでした。どう考えておられたのかなと思って。

#### ○裁判員等経験者⑤

もともと、例えば他の証人にしても、聞きたい人へ聞きたいことはいっぱいあったんですけども、その方は出てこないということなんで、これでも裁判をするのかなというのが率直な感想でした。DVDで話を聞いたんですけども、我々のこのやり直しの裁判には出てこない、これはどうすればいいのかなと。途中で、しかもその方は証言を変えているというような場面もあったりして、これは検察官がとか弁護人がとかじゃなくて、今回の裁判そのものが本当に裁判員として担える内容であったのかなというのは、実は私の中ではずっと疑問があります。いろんな法学界の記事も見ましたが、この裁判について、非常に違う意見が並んでいるようなものも見ましたので、これは裁判員裁判に任せるのは非常に荷が重いものではなかったかなという気はしました。でも、制度的にはそうせざるを得ないというね。

#### 【裁判員裁判により参加しやすくするための方策等について】

#### ○司会（荒木裁判官）

時間も大分押してきましたので、二つ目の裁判員裁判に参加しやすくするためのテーマについても御意見を伺いたいんですけども、最初にお聞きしたいのは裁判員裁判に参加するに当たってどういうところが一番支障だったのか。それぞれ皆さんいろいろあるかと思いますので、御意見を伺えればと思います。

#### ○裁判員等経験者②

どうしても自分の家族を想像してしまうんですが、私は鳥取県の西部の人間で、もし仮に、例えば私の母親や妻がこういったものに参加することになれば、時間的であったり、距離的に考えても西部から鳥取市への参加というのは難しいだろうな

というのが、本当に率直な感想でした。

○司会（荒木裁判官）

そうすると、体力的にとりか日常の家事とか育児のことが忙しくてとか。

○裁判員等経験者②

そうですね、やっぱりどうしても。

○裁判員等経験者①

裁判自体が一般の人々にしてみたら、身近じゃないので、そういうところに参加するというのは、どうしても抵抗があると思います。裁判自体も参加するとなるとちょっと身構えてしまうというか、身近じゃない部分というのは大きいんじゃないかなと思います。

○裁判員等経験者③

いろんな問題はあるとは思いますが、辞退する理由があれば、断るチャンスはあるので、そういう配慮はされていると思います。

○裁判員等経験者⑤

これは、運用上のということになるかどうか分からないんですけども、普段、疑わしいやつを疑え、というふうになってしまうんですけど、疑い切れない、それが矛盾してなければこの人ではないという、無罪であるという判断とか、そういうことはなかなか一般の人は普段の中では入ってこない。

それから、刑とは何かとか、刑務所の役割とは刑罰だけではなくて人を矯正する場であるというようなことって、なかなか理解というか、今まで自分たちが子供のときに、例えば三権分立とか司法の独立とか、そういうのは学校で勉強したんだけ

ども、そういった、例えば刑務所は何故あるのか、刑罰とはどういうふうなものに基づいて決められるのか、そういった教育というのはされた覚えがないし、ですから裁判員制度を導入するんだったら、そういった裁判とか刑の在り方とか、それから刑務所は何故あるかと、そういったことも子供のときからといいますか、社会人になってからでもいいですけども、そういう教育の場というのがないと、裁判員制度というのは危うい部分があるかなと。それと、両方をやらないと定着していかないのではないかなというふうに感じました。

#### ○裁判員等経験者④

これからの方のためには、もう少しオープンに裁判員制度のことを広めていく必要があるのかなと思います。やってみるとやりがいがあったし、やってよかったと思っています。やってない人、知らない人は分からないから入りにくいんですよね。そうすると、もう少し開かれた感じにすると分かってもらえて、入ってきやすいのかなと思います。

#### ○司会（荒木裁判官）

開かれた感じにするにはどうしたらいいのでしょうか。教育という根本もですけども、私たちがすぐに取りかかれることとしてどういった工夫が考えられるかということについては、何か御意見はありますか。

#### ○裁判員等経験者②

私たち経験者は、参加した感想を日常的に近所の人たちとか友達とかと話をしていくことが、大切じゃないかなというふうにごく思いました。私は、16歳と8歳と4歳の子供がいるんですけども、家に帰って話をすると、8歳、4歳の子供でも興味を持って話を聞くんですよね。新聞を見たりするんです。そういったところは大切だし、友達や職場でも経験した人間はものすごく少ないので、私たちが発信

するという事は、裁判所やいろんな機関が話をするだけではなくて、経験者の役割というのはものすごく大きいんじゃないかなというふうに感じています。

○司会（荒木裁判官）

そういうふうにやっていただけると本当にありがたいなと思いながら御意見を聞いていたところです。

○裁判員等経験者④

私は、今手話を習っていて、手話通訳士を目指して頑張っているんですけど、手話言語条例が鳥取県はあるから、誰でもが手話が分かるようにというのが一番目標のところだというお話を先日聞いたばかりなんですね。同じように、裁判員も誰がしてもいいんだよ、というところを分からせていくためには、広く広報していくのが一番じゃないんですかね。最初に最高裁判所から届いた冊子がすごく見やすくて分かりやすかったので、あれを全世帯に配るとか、やってない人にも最初から配るのも大事かなと思います。

○西村裁判官

裁判員裁判に参加していただいた際の、通勤のお話をお伺いしたんですけど、ほかに仕事上の話であったり、何か参加するに当たって不安とか負担はありましたでしょうか。

○裁判員等経験者⑤

私の場合、会社にそういう制度があったので、届出を出してということなんですけど、自営業の方とか自分がいないと回らないというふうな、それから介護してるとか子育てしてるとか、それで私はできませんということで外れていくと、層的なものとか年代とか男女比なんかでも偏りが結果的には出てしまうところがあって、

そこら辺の何か配慮というか、カバーできる方策を検討していったほうがいいんじゃないかなというふうに今回感じました。

○裁判員等経験者④

交通費にしても規定内という感じで、車で通ってこうだと思っていたらすごく安かったみたいなところがちょっとあるので、最初にこれこれは幾ら出ますよ、というのも話をしておかないと、後であれ、ということが二、三点あったので。

【報道記者との質疑応答】

○司法記者クラブ記者

それでは、代表質問をさせていただきます。

裁判員裁判を経験したことにより、その後の生活に変化はありましたでしょうか。例えば日々の事件、事件報道への接し方ですとか御自身の考え方、価値観の変化など、何か実感があれば教えていただければと思います。その辺り心の変化があればお話しいただければと思います。

○裁判員等経験者④

もともと曲がったことはどうなのよという性格なので、自分に対しても、また人に対しても真っすぐに生きるという気持ちは強く出てきているかなと思います。

○裁判員等経験者②

私が経験した事件というのが私の住んでいる身近なところであったりして、本当に日常の中でこういった大変な事件が起こり得るんだなと非常に強く感じました。そういったところの心境の変化が一番大きかったです。

○司法記者クラブ記者

その点で、先ほど3人のお子さんがいらっしゃるとおっしゃられたんですけども、例えば家庭内で気を付けようとか、そういったふうなことというのを多くお話しするようになったとか、そういったこともあるんですか。

#### ○裁判員等経験者②

話はし出しましたね。近所の方々と何か付き合い方じゃないですけども、そういったことであったりとか日常生活のことであったりとか、よく話をするようにはなりました、子供たちと。

#### ○裁判員等経験者①

最初にも言いましたが、事件というものを深く考えるようになりました。報道でも求刑何年に対して刑何年というのが出ると、この事件にはこういう事情があったのかなと想像したりとか、より深く考えるようになったことと、人が裁かれるというものを見て、自分自身があの場合に立ちたくないなという思いが強くなったというか、罪を犯してはいけないんだなというのを改めて強く思うようになったというのは変化だと思います。

#### ○裁判員等経験者③

私は、仕事をしながらでもあまり自分の意見は言わないようにしようかなと思っていたんですけども、きちんと自分の気持ちも伝えないといけないんだなというのを勉強したので、そんなふうに行っています。

#### ○司法記者クラブ記者

自分の意見をしっかりとというのは、被告人などへの質問に対しての経験からか、それとも評議で話し合いをする場でのやり取りからか、どちらでしょうか。

○裁判員等経験者③

どちらもですね。

○裁判員等経験者⑤

経験してどう変わったということはあまり自覚はないんですけども、ただ裁判を通じて全く自分が関わることがなかつたらう人の生活、特に被告人の生活やその家族の生活につぶさに接することがあって、その中で非常に経済的な要因とか、その中でそれが何かの拍子で結果的に犯罪に結びついたり、そういうような要因は多いんだろうなということを今回の経験によって感じることができました。

○司法記者クラブ記者

被告人等にお会いすると、感情の移入が皆さんの中にはあると思います。量刑の判断に当たって難しかった点ですとか意識した点をお聞かせいただければと思います。

○裁判員等経験者①

そのときには、意識はしてなかったつもりなんですけど、重い軽いは置いておいて、同情から入っていったというのは、今にして思えばあるのかなと思います。

○裁判員等経験者④

私が担当した事件は、無罪を主張しておられたので、反省ということが一切ないですよ、もちろん自分はやってないとおっしゃってるんですから。状況だけでの判断になったので、最終的にいろいろ皆さんで考えるところは難しかったとは思いますが。

○裁判員等経験者②

いろいろなことを想像しながら、この人はそういうふうにして思っていたんじゃないかとか、感情の揺れ動きというのは、自分自身ものすごくあったなというふうに感想として思っています。

難しかった点、意識した点というのは、そういった自分の感情だけにこだわらずに、いろいろな資料とか写真とか証拠とか皆さんの意見を聞きながら自分なりの方向性を出していかななくてはいけないなという点です。自分の思いだけではなくて、いろいろな意見を聞きながらというふうには意識してやっていました。

#### ○司法記者クラブ記者

裁判員として審理を進める中で大変だったことや参加する上で周りの理解が得られなかったことはありましたでしょうか。

#### ○裁判員等経験者④

時間をかけて審理したので、それは大丈夫だったと思います、大変ながらも大丈夫だった。

周りの人の理解ですけど、会社でも家族にも素直に理解してもらえて、お国のお仕事だね、じゃあ頑張ってみたいな感じで送り出してもらったので、職場にはかなり迷惑をかけて、シフトを組むのも大変だったんですけど、終わった、よかったね、頑張ったねという感じで受け止めていただきました。

#### ○裁判員等経験者⑤

私は、昨年末まで報道関係の仕事をしていましたので、呼出しがあったときに、裁判員の仕事に従事できない職業に当たるのではないかと気になりました。企業として裁判員を出す責務もあるので、裁判員休暇というのもちゃんと会社の中にも整備されているんですけども、周りも腫れ物に触るような感じがあったかなと思います。報道関係者も裁判員に従事できない職業に含めて欲しいと思います。



○司会（荒木裁判官）

次に、個別に質問がある方はいらっしゃいますか。

○司法記者クラブ記者

差し戻しの裁判で、プロでも見解が分かれる裁判を裁判員がやるのは難しかったのではないかと思われたことはあったのでしょうか。

○司会（荒木裁判官）

今日は個別の事件についての意見等をお聞きする場ではないので、一般論として事実争いのある事件を裁判員でやることについての苦労とか何かありますかとか、そういう形の質問でよろしいですか。

ハードルといたしますか、負担といたしますか、それはいかがですか。

○裁判員等経験者③

私は、この裁判だからこそ裁判員が必要だったなと思ったほうなんですね。裁判長が「御縁で皆さんと一緒にこの大変な難局を乗り越えていきましょう。」と言われたときに、ものすごく感激したんですね。そんなすごいことに参加できるんだと思って、絶対にこれは最後までやり遂げなきゃなと思ったのが最初の気持ちだったので、私はこの裁判だったからこそ、こんなに次の人生が変わるほど頭を切り替えられたのかなと思ったので、本当に必要だと思います。裁判員になってよかったと思います。

○裁判員等経験者④

私も最初は裁判員裁判の差し戻し裁判だから今回も裁判員だよという感じの受け止めをしたんですけど、裁判長の話聞いたときに、ちゃんともう一回見直すんだ

などということで、裁判員裁判をやらせていただいたことを感謝しています。よかったと思っております。

#### ○司法記者クラブ記者

裁判員裁判の制度自体で市民良識を働かせてというところがまず目的としてあるかと思います。皆さん、参加されてよかったですとかその後のニュースとか事件についての背景への興味ですとか調べた物を理解する上での感覚というところが一つ経験して変わったというところをお聞かせいただいたんですけれども、法の専門家じゃない方が参加をすることで純粋な疑問をすごい議論の中でぶつけることができたとか、一般の方が参加するというメリットじゃないですけど、議論の活性化とか、そういったものを皆さんの中で感じた場面があったのかどうか。プロじゃない私たちだからこそできた部分とか、皆さんの中で考えられるところがありましたらお聞かせいただければと思います。

#### ○裁判員等経験者③

私は、職業柄、裁判員裁判で提示された資料も生活の中で見たり、同じようなものを作ったりしているという基礎ができていたなというのがあって、私がもし今の仕事をしていなかったら、基礎がないので見ても分からないし、何を言っているのかさっぱり分からんで済んじゃったんだろうなと思うんですけど、分かることができた、その上に丁寧な説明とか現場検証だとか、いろんなことを見させてもらって、今まで自分が経験してきた生活の中で得た知識だとかいろんなものがそこに出てきて、じゃあこれはこうやってみたらいいのかな、というのができたというのも本当によかったなと思っております。

#### ○司法記者クラブ記者

それは、法の専門家ということではなくて、ほかの仕事をしてきた御経験がそ

の場で役立ったと。

○裁判員等経験者④

そうです。社会生活の中で得た正しいことだったり，誤りだったり，してはいけないなかったり，しなければならない，じゃあ被告人の形としてどうなんだろうとか照らし合わせていく，そういうので何か明かりが見えてくるというようなことにも出会ったので，よかったな，今までやってきたことが活かされたかなと思いましたね。

○裁判員等経験者⑤

いろんな職業や社会環境や境遇の方々，男女も含めて参加できるからこそ裁判員制度というのが導入されたと思うんですけども，ただフォローする部分が，先ほど私も言いましたけど，教育的なものも含めてまだ脆弱かなという感じはします。

○司会（荒木裁判官）

以上をもちまして意見交換会を終了させていただきます。